

給料等債権差押可能金額計算表			計算例	
			滞納者名	
			滞納者 同一生計親族 3人	滞納者 同一生計親族 1人
			円※	円
A	給料等月額（各種手当を含む。）		290,000	
	給与等月額から差し引く差押禁止額(①+②+③+④+⑤)		283,000	
B	国税徴収法第76条第1項各号の規定	① 1号規定の金額	6,000	
		② 2号規定の金額	8,000	
		③ 3号規定の金額	16,000	
		④ 4号規定の金額	251,000	
		⑤ 5号規定の金額	2,000	
C		差押可能金額（A－B）	7,000	

備考 C欄に算出される差押金額を滞納金額に満つるまで当市役所に毎月お支払ください。

### 給料等債権差押可能金額計算表の算出方法の説明書

- ※印欄は給料等の支払者が記載する欄です。
- 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある者を含む。)、その他の親族の人数の記載がその者の扶養控除等申告書又は会社等への届出と異なる場合には、当市役所に御連絡ください。
- A欄の給料等月額(各種手当を含む。)とは、
  - 継続的に支給されるものとしては、給料、賃金、俸給、歳費、退職金、宿直手当、扶養手当、職務手当、役付手当、超過勤務(残業)手当、通勤手当、危険手当、特殊勤務手当等をいいます。
  - 一時的に支給されるものとしては、賞与、期末手当、年末手当等の一定の時期に法令、規約、慣行等により支給されるもので、給料等のように継続的に支給される給与以外のものをいいます。
  - 上記(1)の給料等の支給の基礎となった期間内に、その給料等以外に賞与等を一時的な報酬が合わせて支給される場合には、これを給料等と合わせて差押禁止額を計算してください。
  - 退職手当等として支給されるものは、その名称のいかににかかわらず、退職(死亡退職を含む。)を起因として

て勤続年数に応じて雇用主等から支給される給与をいいます。なお、この場合には、次の算式により計算してください。

$$[算式] A - (① + ② + ③ + ④ + ⑤) = C$$

A・・・支給総額 ①・・・源泉徴収される所得税額 ②・・・特別徴収される市県民税額 ③・・・社会保険料額 ④・・・B欄の④の金額の3倍 ⑤・・・勤続年数が5年を超える者は、その超える年数1年(1年未満は1年とみなす。)につき④の金額の100分の20に相当する金額

C・・・差押可能金額

4 B欄の④の金額

同一生計親族	本人のみ	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
金額	107,000	155,000	203,000	251,000	299,000	347,000	395,000	443,000

5 差押可能金額の計算に当たっては、その計算の基礎となる期間が1か月未満のときは100円未満の端数を、1ヶ月以上のときは1000円未満の端数をそれぞれ次のように計算してください。

- 給料等の金額については、切り捨てる。
- B欄の各号に掲げる金額については、切り上げる。